

大分県特別高圧電気価格激変緩和対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、特別高圧電気料金の高騰の影響を受ける中小企業の負担を軽減するため、当該中小企業が支払った電気代に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大分県内の事業所（発電施設を除く。）において、自ら小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（以下「中小企業」という。）
- (2) 運営を行う者が代表して小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する大分県内の工場又は商業施設等に入居し、当該契約に基づき受電する電力を使用のうえ、その電気料金を負担する中小企業
- (3) その他、知事が必要と認めるもの。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
令和7年7月、9月分の特別高圧電気使用量に1kWhあたり1.0円を乗じた額	10/10以内
令和7年8月分の特別高圧電気使用量に1kWhあたり1.2円を乗じた額	ただし、予算の範囲内で上限額を設定する。

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書兼補助事業実績報告書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 電気使用量が確認できる書類の写し
- (2) 特別高圧電力を受電していることが確認できる書類の写し
- (3) 中小企業であることが確認できる書類の写し
- (4) 誓約書（別紙）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第12条に規定する実績報告は、前項の第1号様式により、補助金交付申請に併せて報告するものとする。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (3) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定及び額の確定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定及び額の確定通知書(第2号様式)により行うものとする。

2 規則第13条の規定による通知は、前項の通知に併せて通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 補助金の交付決定及び額の確定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

附則

この要綱は、令和5年度予算に係る大分県特別高圧電気価格激変緩和対策事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、令和5年度12月補正予算に係る大分県特別高圧電気価格激変緩和対策事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、令和6年度12月補正予算に係る大分県特別高圧電気価格激変緩和対策事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、令和7年度6月補正予算に係る大分県特別高圧電気価格激変緩和対策事業費補助金から適用する。